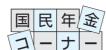
平成14年度



国民年金保険料の 追納について

保険料の免除や、学生の納付特例を受けた人が、その後、 保険料を納付することができるようになったときは、将来有 利な年金を受けることができるように、免除および特例を受 けた期間の保険料を後から納付してもよいことになっていま す。これを追納といいます。追納は、10年前の分までさか のぼって納付することができます。

この場合、追納する月は自由に選択できず、最も古い月の 分から順次納付していただきます。

また、学生納付特例期間を優先して納付していただくこと になります。

平成14年度の保険料追納額

追納する期間	追納額(月額)
平成4年4月~平成5年3月 (10年を経過していない分に限る)	14,460円
平成 5年4月~平成 6年3月	14,850円
平成 6年4月~平成 7年3月	14,870円
平成 7年4月~平成 8年3月	14,860円
平成 8年4月~平成 9年3月	14,810円
平成 9年4月~平成10年3月	14,600円
平成10年4月~平成11年3月	14,390円
平成11年4月~平成12年3月	13,830円
平成12年4月~平成13年3月	13,300円
平成13年4月~平成14年3月	13,300円

平成15年3月末までに追納する場合の額です。

追納してメリットはあるの?

保険料の免除制度には、全額免除と半額の保険料を免除す る半額免除があります。老齢基礎年金の受給額を算定すると きに、全額免除期間は保険料納付済期間の3分の1、半額免 除期間は3分の2として計算されます。

また、学生納付特例期間は、年金の受給資格期間として計 算されますが、追納しなければ老齢基礎年金の受給額には反 映されません。10年以内であれば追納でき、受給額を満額 に近づけることができます。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所(27.8311)

場や近所での人間関係など) こと クハラ・離婚など法律的な問 相談内容 法律に関すること (セ 女性 一般 (健康・家族・職 子育てに関する

女性なんでも相談



日 午前9時~正午

午後1時~4時・第4木曜

法律/毎月第2火曜日

第2火・土曜日

午後1時~

相談日

子育て・一般/毎月

時~ 4時

申し込み先 8時30分~(先着順 参画室(予約受付 月~金曜日・ 丁目) ところ 福祉文化会館 (西町 20 企画課男女共同 3 1 6 6

法律相談

7月15日 (月)午後1 ところ

とき

申し込み先 まちづくり推進 前8時30分~ 行政相談 20 3 1 5 8)

~ 4 時 後1時~3時 月29日 (月)/午後1時30分 7月16日 (火) /午 7月4日(木)・7 4日/市役所市民 問い合わせ先

27

3338

さわやか会館

予約受付 7月5日(金) 定員8人(先着順) ところ 市役所市民相談室 事務所 (24 5541)

障害者福祉相談

談室 (富安二丁目) ところ さわやか会館1階相 30分~4時 毎週土曜日 午後1 畤

相談室 問い合わせ先 鳥取行政評価 メーションルーム 29日/トスク本店インフォ 16日/さざんか会館

12